

議案第56号

尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和3年3月31日限りで尾張市町交通災害共済組合が解散することに伴い、同組合の所有する財産全てを北名古屋市に帰属させることについて関係地方公共団体と協議するので、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

（提案理由）

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴い、同組合の財産処分について、関係地方公共団体と協議する必要があるからである。